

家賃の決定及び収入認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県県営住宅条例（平成9年10月17日神奈川県条例第36号、以下「条例」という。）第17条、第18条、第19条、第32条、第34条、第35条及び第36条並びに神奈川県県営住宅条例施行規則（平成10年2月13日神奈川県規則第4号、以下「施行規則」という。）第17条、第19条及び第32条の規定による家賃の決定、収入の申告、収入の認定、収入超過者及び高額所得者の認定、収入超過者等に対する家賃等について必要な事項を定めるものとする。

(家賃の決定)

第2条 住宅営繕事務所長は、入居者からの収入の申告に基づき、当該収入申告の属する年の翌年度についての条例第17条及び第18条に規定する家賃を決定したときは、施行規則第17条の規定により家賃決定（変更）通知書（第1号様式）により入居者に通知する。

- 2 住宅営繕事務所長は、条例第19条第4項の規定による申立により収入の額を変更したときは、当該申立のあった月の翌月から、当該変更した収入の額に基づき条例第17条及び第18条の規定により家賃を決定し、家賃決定（変更）通知書により入居者に通知する。
- 3 住宅営繕事務所長は、条例第34条に規定する収入が超過している者として認定した公営住宅の入居者の家賃を算出したときは、家賃決定（変更）通知書により入居者に通知する。
- 4 住宅営繕事務所長は、条例第38条に規定する高額所得者の家賃を算出したときは、家賃決定（変更）通知書により入居者に通知する。
- 5 住宅営繕事務所長は、条例第19条第4項の規定による申立により収入超過者及び高額所得者として認定した公営住宅の入居者の収入の額を変更したときは、当該申立のあった月の翌月から、当該変更した収入の額に基づき条例第34条または第38条に基づいて算出した額に家賃を変更し、家賃決定（変更）通知書により入居者に通知する。

(収入認定)

第3条 住宅営繕事務所長は、入居者からの収入申告に基づき、当該収入申告の属する年の10月1日において条例第19条第2項に規定する収入の額を認定したときは、収入認定（更正・変更）通知書（第2号様式）により入居者に通知する。

- 2 住宅営繕事務所長は、条例第46条の規定に基づき入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他関係人から報告を受け、又は官公署において必要な書類を閲覧し、若しくはその内容を記録したときは、その内容に基づき条例第19条第2項に規定する収入の額を認定することができる。
- 3 第1項、前条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の規定は、前項の規定により收

入の額を認定した場合、家賃を決定した場合及び条例第32条第1項及び第2項に規定する収入が超過している者（以下、「収入超過者」という。）若しくは条例第35条第1項に規定する高額の所得のある者（以下、「高額所得者」という。）を認定した場合に準用する。

4 前3項に規定する収入の額を認定する場合において、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号による控除の基準日は、当該収入申告の属する年の9月30日とする。

5 住宅営繕事務所長は、施行規則第15条第1項に規定する県営住宅同居承認申請、施行規則第16条に規定する県営住宅入居承認申請又は施行規則第37条第1項に規定する県営住宅入居世帯異動届により、第1項の収入申告をした日の属する年度の収入の額（収入申告後の場合にあっては、翌年度の収入の額を含む。）に変動があると認めるときは、同居承認申請又は入居承認申請により収入の変動を伴う場合を除き、収入認定変更の申立があつたものとみなす。

6 住宅営繕事務所長は、収入申告書提出後に当該年度分に係る施行規則第19条第3項に規定する収入認定更正（変更）申立書が提出された場合、その申立書の内容について、翌年度分の収入認定更正（変更）の申立があつたものとみなす。

また、翌年度の収入認定後に当該内容に収入認定更正（変更）申立書が提出された場合、その申立書の内容について、当該年度分の収入認定更正（変更）の申立があつたものとみなす。

7 住宅営繕事務所長は、施行規則第19条第3項及び第4項の規定により収入の額を更正又は変更をしたときは、収入認定（更正・変更）通知書により入居者に通知し、理由がないとするときは、収入認定（更正・変更）不承認通知書（第3号様式）により入居者に通知する。

（入居決定者の収入申告等）

第4条 条例第8条に規定する入居決定者については、施行規則第3条により入居を申し込むときの入居者資格を証する書類により、条例第19条第2項の収入の額を認定することができる。

（収入超過者の認定）

第5条 住宅営繕事務所長は、入居者からの収入申告に基づき、当該収入申告の属する年の10月1日において収入超過者と認定したときは、収入認定（更正・変更）通知書により入居者に通知する。

2 住宅営繕事務所長は、要綱第3条第5項、第6項の規定によりみなされた収入認定更正の申立があり、条例第32条第1項及び第2項に規定する収入が超過している者と認定したときは、収入認定（更正・変更）通知書により入居者に通知する。

- 3 住宅営繕事務所長は、条例第32条第3項により収入が超過している者の認定を更正したときは、収入認定（更正・変更）通知書により、理由がないとするときは収入認定（更正・変更）不承認通知書により入居者に通知する。
- 4 収入未申告世帯に対する条例第32条第1項及び第2項に規定する収入超過者の認定は、申告済みの世帯員の収入の合計又は第3条第2項の調査により判明した世帯員の収入の合計により行うことができるものとする。

（高額所得者の認定）

第6条 住宅営繕事務所長は、入居者からの収入申告に基づき、当該収入申告の属する年の10月1日において条例第35条第1項に規定する高額所得者と認定したときは、収入認定（更正・変更）通知書により入居者に通知する。

- 2 住宅営繕事務所長は、条例第35条第2項により高額所得者の認定を更正したときは、収入認定（更正・変更）通知書により、理由がないとするときは収入認定（更正・変更）不承認通知書により入居者に通知する。
- 3 収入未申告世帯に対する条例第35条第1項に規定する高額所得者の認定は、申告済みの世帯員の収入の合計又は第3条第2項の調査により判明した世帯員の収入の合計により行うことができるものとする。

（高額所得者に対する明渡し請求）

第7条 条例第36条による公営住宅の明渡しの請求は、明渡し請求書（第4号様式）により入居者に通知する。

- 2 明渡しの期限等については、別に定める。

第8条 施行規則第19条第3項の規定により行う認定更正は、規定の期限を経過した後も行うことができる。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月23日から施行する。